

## 7月は『社会を明るくする運動』の強調月間です ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

第74回『社会を明るくする運動』の強調月間に先立ち、町内の保護司と町更生保護女性会の皆さんが、6月20日に総理大臣からのメッセージを町長へ伝達しました。

『社会を明るくする運動』は、どなたでも参加することが出来る立ち直りを支援する活動です。

犯罪や非行からの立ち直りのためには、更生に向けて努力する人の未来を信じて、その『変わっていく時間』とともに寄り添う人たちの存在が必要です。

一人ひとりが考え、理解し、行動することで、立ち直りの支援の輪が広がっていきます。

自らの過去と向き合い、罪を償って立ち直ろうとしている人たちへのご理解・更生保護ボランティアの活動へのご協力をよろしくお願いします。

閩町民福祉課 福祉係 ☎ 52-5810



▲総理大臣メッセージ伝達式（町長室）

法務省ホームページ▶  
QRコード



### 『樋門』や『陸こう』の注意点

閩建設課 土木管理係 ☎ 52-5807

田布施町内にある樋門の近くは、大雨により水の流れが早くなったり、急な増水があったりします。梅雨の時期や台風シーズンは特に危険ですので、周囲で子どもたちが遊ばないように注意をお願いします。

また、陸こう（ゲート）は川や海が増水した時に堤防の役割を果たすものです。平時は通行のために開けることができますが、通行後に閉めるのを忘れないようにしましょう。

#### ▼鳥越樋門



#### ▼田布施川陸こう



### 蜜蜂転飼許可申請書の提出について（令和7年次分）

蜂蜜などを販売することを目的として住所地以外の場所で蜜蜂を飼育する人は、蜜源の有効活用や競合を未然に防ぐため、山口県蜜蜂転飼条例に基づき、あらかじめ転飼場所や飼育期間を記入した『蜜蜂転飼許可申請書』を提出し、事前に許可を受ける必要があります。



#### ◆申請に係る留意事項

蜜源の競合を避けるため、経済課農林振興係への提出前に必ず、転飼先の山口県養蜂農業協同組合支部長に対して9月13日（金）までに申請内容の確認依頼を行ってください。

#### ◆提出先

経済課農林振興係  
※蜜源の競合がなく、支部長確認印を受領した令和6年次分の申請書を提出する。

#### ◆その他

- ・詳細な手続きについては、経済課農林振興係または柳井農林水産事務所畜産部にご相談ください。
- ・支部長確認印のない申請や提出期限を過ぎた申請については許可できない場合があります。

#### ◆問合せ先

- ・経済課農林振興係  
☎ 52・5805
- ・柳井農林（水産）事務所畜産部  
☎ 22・2416

#### ◆提出期限

10月4日（金）

◆提出書類  
・『蜜蜂転飼許可申請書』  
※様式は経済課農林振興係で受け取ることができます。  
許可を受けようとする群数に応じて手数料が必要です。  
※転飼場所1か所につき、1群あたり150円。16群以上は一律2,300円。